

農業経営基盤の強化の促進に関する

基 本 的 な 構 想

令和5年9月

名 古 屋 市

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	5
第 3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	5
第 4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する目標	5
第 5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	6
1	利用権設定等促進事業に関する事項	7
2	法第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、法第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準その他法第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項	14
3	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	15
4	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの推進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	18
5	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	18
6	新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項	19
7	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	20
第 6	農業を担う者の確保及び育成に関する事項	21
第 7	その他	22
別表 1	(第 2 関係) 基幹経営体	23
別表 2	(第 2 関係) ステップアップ経営体	27
別表 3	(第 3 関係) 個別経営体	29
別紙 1	(第 4 の 1 (1) ⑥関係)	31
別紙 2	(第 4 の 1 (2) 関係)	32

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 農業の現状

名古屋市（以下「本市」という。）は、愛知県西部に広がる尾張平野の南部に位置し、市南西部の平坦地を中心に稲作経営を基幹とする農業生産が展開されてきた。大消費地でもある有利な立地条件を生かし、一部の農家では野菜、花き等の分野で施設園芸の導入がなされ、また、丘陵地では果樹栽培が行われてきた。

今後は、施設園芸や果樹においては、高収益性の作目、作型を導入し、一層の推進を図るとともに、効率的な水稻作を目指し、農地の貸借や受委託の推進等経営規模の拡大を図り、また、必要な農業基盤の改良整備を図っていく。

また、このような農業生産展開の基盤となる優良農地の確保と保全利用を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 農業構造の現状及び見通し

本市における農業は、昭和40年代の高度経済成長を契機とした工業の発達と都市化の進展に伴い、農家数の減少が進行しているものの、雇用環境にも恵まれているため兼業農家が依然として多数存在している。

また、農地の資産的保有傾向が強く、農地の流動化による規模拡大型農業への構造変化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、農業者の高齢化が進み、機械更新時や世代交替、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）の成立・施行等を機に農地の流動化の機運が高まりつつある。

こうした状況の中で、本市農業の健全な維持・発展を図るためには、農業経営基盤の強化を促進していくことにより、地域の実情を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営体の確保・育成と、これらの農業経営体が農業生産の相当部分を担う様、農用地の利用集積の促進と分散した農地の集約化を図る必要がある。

3 農業経営の目標

本市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、令和14年度の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体として基幹経営体を育成するとともに、既に基幹経営体の水準に達している経営体についてもさらなる経営強化を推進していくこととする。

具体的な経営指標としては、本市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の年間所得に相当する年間農業所得、年間労働時間の水準を実現できるものとして下表のとおりとし、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指す。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等についても、地域の他産業従事者と概ね同等の年間労働時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後に農業

で生計が成り立つ年間農業所得が確保できる農業経営を目指す青年等を確保・育成する。

	年間農業所得	1人あたりの 年間労働時間
効率的かつ 安定的な 農業経営の 目標	主たる従事者1人当たり 概ね400万円 基幹経営体当たり 概ね800万円 ※基幹経営体 経営規模から、他産業と比べて遜色ない所得を確保しうる効率的かつ安定的な農業経営体（主たる従事者2人を想定） ※目標設定の考え方 賃金構造基本統計調査及び就労条件総合調査により算出。 他産業従事者生涯所得（約1億9千万円） $\div 45$ 年間（20歳から64歳） ≈ 400 万円	概ね 1,800時間
新たに農業経営を 営もうとする 青年等の農業経営の 目標	主たる従事者1人当たり 概ね250万円 ※目標設定の考え方 賃金構造基本統計調査及び就労条件総合調査により算出。 他産業従事者新卒（20歳から24歳）給与所得（1,200万円余） $\div 5$ 年間 ≈ 250 万円	概ね 2,000時間

4 農業経営基盤の強化の方策

本市は、将来の農業を担う農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自立的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、本市は、担い手の確保・育成を推進するため、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、県等の関係機関により構成した地域農業再生協議会（以下「協議会」という。）を十分に機能させ、地域における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。

更に、認定農業者、認定新規就農者、今後認定を受けようとする農業者、望ましい経営を目指す意欲的な農業者や生産組織及びこれら周辺農家に対して、前述

の協議会が主体となって本市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、県等が役割分担しながら、営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導するとともに、経営改善に向けた取組を実践している農業者及び生産組織に対して、経営診断の実施、導入が望ましい技術の提示等、重点的な指導及び研修を実施し、経営改善の着実な実行を促進する。

なお、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、規模拡大による経営発展を図ろうとする認定農業者、認定新規就農者、今後認定を受けようとする農業者、意欲的な農業者や生産組織に対しては、農業委員会、農業協同組合、農業共済組合等がそれぞれ有する農業者情報や農地情報を共有し、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、土地利用調整を全市的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進する。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた基幹経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう集落に関係する団体との役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成等、地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性が具体化されていくよう、関係機関・団体と協力しながら推進していく。

なお、認定農業者等の担い手不足が見込まれる地域においては、農業協同組合、農業協同組合の出資法人等による農作業受託機能の強化を図るとともに、農家子弟を始め、Uターン者、定年帰農者、新規参入者（企業等を含む）など、意欲ある多様な担い手の就農を促進することにより、地域農業の維持発展を図る。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業協同組合の農作業受託部会と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、愛知県尾張農林水産事務所農業改良普及課（以下「愛知県尾張農業改良普及課」という。）の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

さらに、本市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、家族経営協定の締結を通じた認定農業者など、経営参画を促進するとともに、農業委員や農業協同組合の役員等への登用、人・農地プラン及び地域計画の検討等、地域農業の政策・方針決定の場への参画を促進し、女性農業者が一層活躍できる環境整備を進める。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を本市の農業を支える基幹的な担い手の育成施策の中心に位置づけ、計画の実現に向けて、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても、認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとする。

このため、本市が主体となって、関係機関、関係団体に協力を求めつつ、農業経営改善計画の最終年（5年目）の農業者に対し、再認定を希望する場合には、専門家等を活用しながら、計画の実践状況の把握、さらなる経営改善のための分析と課題の把握を行い、検証を確実に行うこととする。

また、青年等就農計画認定者に関しては毎年、その経営の更なる向上のため、当該計画の実践結果の把握、検証を行い、関係機関と連携の上、必要な支援を行うこととする。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標

（1）新規就農の現状

本市の近年の新規就農者は数名しかおらず、高齢化・担い手不足が進行している。本市農産物の生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

（2）農業経営の目標及び新規就農者の確保・育成目標

（1）に掲げる状況を踏まえ、本市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を設定し、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成を図っていくものとする。

愛知県の定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた新規就農者の確保目標数年間200人を踏まえ、本市においては年間1人の新規就農者の確保を目標とする。

（3）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本市の取組

第1の3に示したような農業経営を営もうとする青年等を確保・育成していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については愛知県尾張農業改良普及課及び農起業支援ステーションや市内農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、関係機関・団体等が密接に連携を図り、計画的な就農を支援するほ

か、本市の「チャレンジファーマーカレッジ」や「農地バンク制度」等の施策を推進する。また、新規就農者に対しては、地域の組織活動への誘導を図り、地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示した農業経営の目標実現のため、第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、本市及び周辺地域における主要な営農類型を次のとおり掲げる。

主要な営農類型は、主たる従事者2人による経営体を想定した「基幹経営体」（別表1）、及び参考として農業所得800万円を確保した基幹経営体が更なる所得向上（目標所得約1,400万円）を目指すモデルとして「ステップアップ経営体」（別表2）について示す。

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示した農業経営の目標実現のため、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、近年、本市及び周辺地域において非農家出身者による新規参入実績があるとともに、地域における受入支援や販売の体制が整っており、目標とする所得を達成し定着することができる見込みが高い営農類型を示す。（別表3）

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の利用関係の改善に関する目標

- 1 上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積及び集約化に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、次に掲げる程度である。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域における農用地の利用に占める面積シェアの目標	概ね 30%（※）
--	--------------

※農業振興地域の農用地区域面積の概ね8割を利用集積及び集約化するもの。

(注1) シェアの算定に当たっての分母とする農用地は、耕地面積とする。

(注2) シェアの算定に当たっての分子とする農用地は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者（認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者及び集落営農経営）が利用集積（自己所有、借入及び特定農作業受託）をしている面積とする。

○効率的かつ安定的な農業経営に必要な農用地の集約化についての目標

効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように本市、農地中間管理機構、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農用地利用改善団体による利用権の設定等、農地中間管理機構による農地中間管理事業等の実施や人・農地プラン及び地域計画でまとめられた地域の方針の検証・改善を通じて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し、分散する農用地の集約化を促進する。

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用集積に関する目標等を達成するため、協議会を活用し、関係機関及び関係団体の役割分担と緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の受け手）の状況に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、本市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効率的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

また、地域の農用地の利用集積を適切かつ効率的に進める観点から、利用集積の対象者の間の協議・調整を行うため、必要に応じて協議会の下に利用集積の対象者を構成員とする下部組織（「担い手部会」）を設ける。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用な混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、愛知県の定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の第5の1（農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項）に定められた方向に即しつつ、本市の農業の地域特性、即ち、水稻を主体としつつ施設園芸等を取り入れた多様な農業生産の展開や高齢化、兼業化の著しい進行などの特徴を十分

踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいること。

（オ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保で

きることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あつせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができるものと認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に規定する事業を行う農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令219号。以下「令」という。）の改正前の第5条で定める者を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。

ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等（農地法第3条第3項第3号に規定する業務執行役員等をいう。）のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められ

ること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号イからチまでに掲げる者に限る。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画（地域計画の策定される日まで又は2025年3月31日まで。以下単に農用地利用集積計画という。）及び農用地利用集積等促進計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤までに定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

（２）利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

（３）開発を伴う場合の措置

- ① 本市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画及び農用地利用集積等促進計画の案の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知。以下「基本要綱」という。）参考様式に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 本市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画及び農用地利用集積等促進計画案の提出等の協力の手続きを進める。
- ア 当該開発事業の実施が確実であること。
- イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
- ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

（４）農用地利用集積計画及び農用地利用集積等促進計画の案の策定期間

- ① 本市は、法第6条第5項の同意を得て基本構想を定めた場合（法を改正する法律を施行した場合にその法律の附則の規定に基づき改正前の規定により定めた基本構想を改正後の規定により定めた基本構想とみなすときを除く。）で必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める。

また、農地中間管理機構が農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項による農用地利用集積等促進計画の案の提出を求めた場合における当該案の策定についても同様とする。

- ② 本市は、（５）の申出等その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画及び農用地利用集積等促進計画の案を定める。

ただし、農用地利用集積等促進計画の案については（５）の⑤の求めがあるときに限る。

- ③ 本市は、農用地利用集積計画及び農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めること及び農用地利用集積等促進計画が農地中間管理機構によって定められるよう取り計らうことに努めることとする。この場合において、当該農用地利用集積計画及び農用地利用集積等促進計画の案は、現に定められている農用地利用集積計画及び農用地利用集積等促進計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

（５）要請及び申出等

- ① 名古屋市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、本市に農用地利用集積計画を、及び農地中間管理機構に農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨をそれぞれ要請することができる。

- ② 本市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農用地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画を定めるべき旨を申し出ることができる。

- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画を定めるべき旨を申し出ることができる。

- ④ ②に定める申出を行う場合において、（４）の③の規定により定める農用地

利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

- ⑤ 農地中間管理機構は農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第1項に基づく協力または同条第2項に基づく農用地利用集積等促進計画の案の提出を求めることができる。

（６）農用地利用集積計画及び農用地利用集積等促進計画の案の作成

- ① 本市は、（５）の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 本市は、（５）の②又は③の規定による土地改良区、農用地利用改善団体又は農業協同組合から申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画及び農用地利用集積等促進計画の案を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、本市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 本市は、農用地利用集積計画及び農用地利用集積等促進計画の案において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（１）に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

（７）農用地利用集積計画及び農用地利用集積等促進計画の案の内容

農用地利用集積計画及び農用地利用集積等促進計画の案においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、（１）の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等（（１）の④に定める者である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けること

により取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係

⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。)及びその支払い(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係

⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合は、次に掲げる事項

ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

イ その者が、毎事業年度の終了後3月以内に、農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号)第60条の2第1項各号で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について名古屋市農業委員会に報告しなければならない旨

ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項

(ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

(イ) 原状回復の費用の負担者

(ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

(エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払いの取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

本市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権(その存続期間が5年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

本市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき、(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①

から⑥までに掲げる事項を本市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

本市が（９）の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

本市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取り消し等

- ① 名古屋市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、（９）の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた（１）の④に規定する者（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第2項に規定する従前の例により勧告の対象となる者）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を構すべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等（農地法第3条第3項第3号に規定する業務執行役員等をいう。）のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認められるとき。

- ② 本市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア （９）の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた（１）の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃借又は使用貸借の解除をしないとき。

- イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。
- ③ 本市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を本市の掲示板への掲示により公告する。
- ④ 本市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。
- ⑤ 名古屋市農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあつせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。名古屋市農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(1) 法第18条第1項の協議の場の設置の方法

① 協議の場の開催時期

幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、可能な限り農繁期を除いて設定する。

② 開催に係る情報提供の方法

開催に当たっては、本市のホームページの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

③ 参加者

本市のほか、農業者、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区、愛知県、その他の関係者とする。

④ 協議すべき事項

ア 区域における農業の将来の在り方

イ 農業上の利用が行われる農用地等の区域

ウ その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

なお、協議の場において、地域の中心となる農用地等の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

⑤ 相談窓口の設置

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を都市農業課に設置する。

(2) 法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準

地域計画は、農業上の利用が行われる農用地等の区域について定める。

同地域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を

基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(3) その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

本市は、地域計画の策定に当たって、農業委員会・農業協同組合・農地中間管理機構・土地改良区・愛知県等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行い、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係

の改善に関する事項
カ その他必要な事項

- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2) に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱参考様式の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。
- ② 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
- ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
- イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- ウ (4) のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
- エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の区域内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど改正前の令第8条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4) の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

- ③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について、
（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が
（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の
①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

ウ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ著しく劣っていると認められる農用地について、所有者（所有権以外の権限に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）に対し、当該特定農業法人に利用権の設定又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められていること。

- ④ ②で規定する事項が定められている特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は、法第12条第１項の認定に係る認定農業者と、特定農用地利用規程は、農業経営改善計画とみなす。

（７）農用地利用改善団体の勧奨等

- ① （５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農

業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 本市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、愛知県尾張農業改良普及課、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、協議会（これらの機関・団体）との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの推進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業の受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参加し得るように相談機能の一層の充実、先進的な農業法人等での実践的研修、担い手としての女性の能力向上に向けた研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の形態等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

さらに、農業経営の円滑な継承のため、中小企業診断士や税理士などの専門家と連携し、農業経営の法人化や親元就農への支援、第三者承継に係る相談の実施などにより、円滑な世代更新を促進する。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項

第1に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携体制を整備し、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

農起業支援センター（愛知県尾張農業改良普及課内に設置）及び農起業支援ステーション（愛知県立農業大学校企画研修部就農企画科内に設置）、農業協同組合などと連携しながら、就農希望者に対し、市での就農に向けた情報（研修先、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、市内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターシップの受入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来的な進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくったりすることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

本市が主体となって愛知県立農業大学校や愛知県尾張農業改良普及課、農業委員会、技術力・経営力に優れた認定農業者や農業経営士、市内農業協同組合等と連携・協力して、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導を行う他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援

を効率的かつ適正に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階での地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することがないように、人・農地プラン及び地域計画の作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのため新規就農者交流会への参加を促すとともに、本市認定農業者と交流の機会を設ける。また、商工会や協議会とも連携して、市内農業公園直売所への出荷のためのアドバイスをを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

愛知県尾張農業改良普及課が実施する新規就農者対象のセミナー等への参加や生産部会等への加入を推進し、栽培飼養管理技術や経営管理技術の習得を支援する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プラン及び地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年等就農給付金や農業次世代人材投資資金、強い農業・担い手づくり総合支援交付金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の作成を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については、農起業支援センター（愛知県尾張農業改良普及課内に設置）及び農起業支援ステーション、生産や経営に関する知識・技術やの習得については、愛知県立農業大学校、就農後の営農指導等フォローアップについては、愛知県尾張農業改良普及課・農業協同組合組織・本市認定農業者や農業経営士、農地の確保については、農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本市は、1 から 6 までに掲げた事項の促進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 本市は、農業生産基盤整備、生活環境整備、その他関連事業の積極的な推進に努めるものとする。

イ 本市は、地域農政推進対策事業、農業基盤整備事業、農業近代化施設整備事業、その他の助成事業については、農業経営基盤強化促進事業の実施を助長することを旨として実施するものとする。

ウ 本市は、地域での話し合いの結果に基づき、地域の農地集積の主体とな

る中心経営体や将来の農地の姿を定めた人・農地プラン及び地域計画により、地域の担い手への農地の集積・集約化の推進に努めるものとする。

エ 本市は、人・農地プラン及び地域計画に定められた担い手への農地集積を実践するため、地域全体で農地の集積・集約化が効率的かつ効果的の促進につながるよう、農地中間管理事業の推進に努めるものとする。

オ 担い手への利用集積を進めることで遊休農地の発生を抑制するとともに、農業上の利用の増進を図る必要のある遊休農地についても、担い手への利用集積を基本に効率的な利用の推進に努めるものとする。

カ 前各項のほか、本市は、地域の農業振興に関する施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化促進事業の円滑な推進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本市は、協議会の機能を生かし、農業委員会、愛知県尾張農業改良普及課、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、令和14年度に向けて第1、第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意のもとに効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本市は、このような協力の推進に配慮する。

第6 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

第5の4及び5に加えて、生産現場に必要な「農業を担う者*」の確保に向け関係機関との連携により、他産業退職者、高齢者、障害者等の多様な人材の活用に取り組む。

また、生産現場の人手不足や生産性向上等の課題に対応し、基幹経営体等による農業生産を下支えする観点からも、本市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、農作業を行う「農業支援サービス事業体*」の利用等を支援する。

なお、新規就農希望者及び農業を担う者に関する個人情報の収集については、本人から承諾を得て、関係機関で情報共有し、確保及び育成に必要な助言・指導を行う。

＊農業を担う者

認定農業者、認定新規就農者等の担い手や新たに就農しようとする青年等に限らず、①農業経営を営んでいる者、②雇用されて農業に従事している者、③新たに農業を始めようとする者、④委託を受けて農作業を行う事業を実施する者など、農産物の生産活動等に直接関わっている者

＊農業支援サービス

農産物の流通・販売に係るサービス（代理販売や共同出荷等）以外で、不特定の農業者等に対して対価を得て提供するサービス（例：ドローン散布等の作業受託やデータ分析、農業機械のシェアリング、農業現場への人材供給等）

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

(別表1)

【基幹経営体】						
営農類型	経営規模		生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様
水稻専作経営	〈経営規模〉 水田 45ha		〈資本装備〉 ・トラクター（60ps） 2台		・管理会計の導入（会計管理ソフトの導入） ・家族経営協定の締結 ・法人化の検討、就業規則の整備 ・労務管理（雇用、人材育成等）の徹底（労務管理ソフトの導入） ・圃場管理システムによる作業管理	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入
従事者数 ・家族 2.0人	〈作付面積〉 水稻移植 15ha 水稻直播 8ha 非主食用米 22ha		・トラクター（90ps） 1台 ・田植機8条 1台 ・V溝直播機AD10 1台 ・自脱型コンバイン 1台 ・乗用管理機 1台 ・2トントラック 1台 ・軽トラック 1台 ・溝きり機 1台 ・フォークリフト 1台 ・ロータリー 3台 ・畔塗り機 1台 ・ハロー 2台 ・ブームモアー 1台 ・ミキサー 1台 ・播種プラント 1台 ・アタッチメント等 1台 ・倉庫 300㎡ ・育苗施設 1ライン			
〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・非主食用米作により生産調整を実施 ・乾燥調製は農業協同組合の共同利用施設に委託 ・非主食用米に対応するため、低コスト多収生産技術の確立 ・実需者ニーズに対応した生産 ・愛知県開発の不耕起V溝直播栽培技術の導入 ・移植・V溝直播の組合わせによる作業分散 ・早生品種導入による作業分散 ・スマート農業の導入による作業精度の向上及び作業の効率化						
トマト専作経営	〈経営規模〉 施設 40a		〈資本装備〉 ・ビニルハウス 2棟 4000㎡		・管理会計の導入（会計管理ソフトの導入） ・家族経営協定の締結 ・労務管理（雇用、人材育成等）の徹底（労務管理ソフトの導入）	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 ・雇用労働者の安定確保
従事者数 ・家族 2.5人 ・雇用労働者 0.4人	〈作付面積〉 促成 20a 半促成1 20a 半促成2 20a 抑制 20a		・作業場 50㎡ ・トラック 1台 ・軽トラック 1台 ・トラクター 1台 ・管理機 1台 ・暖房機 4台 ・動力噴霧器 2台 ・養液土耕栽培装置 2台 ・炭酸ガス発生装置 2台 ・環境モニタリング装置 2台			
〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・新品种や革新技術の導入による品種・収量の向上 ・環境保全型技術の導入 ・消費者ニーズに合った品種の導入 ・高軒高ハウスとハイワイヤー誘引 ・ICT、環境制御技術の高度化 ・養液土耕栽培システムによる効率的給液管理と省力化 ・個選による市場出荷と直売の導入 ・IPM（注1）技術、GAP（注2）手法の導入						

注1 IPMとはIntegrated Pest Managementで総合的病害虫・雑草管理(以下同様)

注2 GAPとはGood Agricultural Practiceで農業生産工程管理(以下同様)

【基幹経営体】						
営農類型	経営規模		生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様
ブロッコリー 専作経営	〈経営規模〉 畑	250a	〈資本装備〉 ・ 作業場	150㎡	・ 管理会計の導入 （会計管理ソフト の導入） ・ 家族経営協定の締 結	・ 家族経営協定の 締結に基づく休日 制の導入
従事者数 ・ 家族 2.5人	〈作付面積〉 秋冬ブロッ コリー	250a	・ 育苗ハウス	300㎡		
	春ブロッコ リー	120a	・ 半自動移植機	1台		
			・ 動力噴霧器	1台		
			・ 灌水設備	1台		
			・ 管理機	1台		
			・ トラクター	1台		
			・ トラック	1台		
			・ 軽トラック	1台		
			・ 予冷库	1台		
〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・ 新品種や革新技術の導入による品種・収量の向上 ・ 環境保全型技術の導入 ・ 良質な有機質資材投入による土壌環境の整備 ・ 共選・共販に基づく高品質生産 ・ I P M技術、G A P手法の導入						
水耕みつば・ 水耕ねぎ複合 経営	〈経営規模〉 施設	40a	〈資本装備〉 ・ ガラスハウス	4000㎡	・ 管理会計の導入 （会計管理ソフト の導入） ・ 家族経営協定の締 結 ・ 常用雇用者に対す る教育と責任分担 の明確化 ・ 労務管理（雇用、 人材育成等）の徹 底（労務管理ソフ トの導入）	・ 家族経営協定の 締結に基づく休日 制の導入 ・ 雇用労働者の 安定確保
従事者数 ・ 家族 2.5人 ・ 雇用労働者 8.1人	〈作付面積〉 水耕みつば	20a	・ 水耕プラント	4000㎡		
	水耕ねぎ	20a	・ 作業場	100㎡		
			・ 自動移植機	1台		
			・ 自動定植機	1台		
			・ トラック	1台		
			・ 軽トラック	1台		
			・ 暖房機	4台		
			・ 梱包器	1台		
			・ パネル殺菌器	1台		
			・ パネル洗浄機	1台		
〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・ 養液診断による適切な施肥管理 ・ 共選・共販に基づく周年高品質生産 ・ I P M技術、G A P手法の導入						
イチゴ専作経 営	〈経営規模〉 施設	35a	〈資本装備〉 ・ ビニルハウス	3500㎡	・ 管理会計の導入 （会計管理ソフト の導入） ・ 家族経営協定の締 結 ・ 法人化の検討、就 業規則の整備 ・ 労務管理（雇用、 人材育成等）の徹 底（労務管理ソフ トの導入）	・ 家族経営協定の 締結に基づく休日 制の導入
従事者数 ・ 家族 2.5人	〈作付面積〉 イチゴ狩り	30a	・ 育苗ハウス	500㎡		
	イチゴ直売	5a	・ 作業場	50㎡		
			・ 高設栽培システム	3500㎡		
			・ 空中採苗システム	500㎡		
			・ 暖房機	2台		
			・ 管理機	1台		
			・ 予冷库	1台		
			・ 動力噴霧器	1台		
			・ トラクター	1台		
			・ 1 トントラック	1台		
			・ 軽トラック	1台		
			・ 炭酸ガス発生機	2台		
			・ 炭酸ガス防除機	1台		
〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・ 安定育苗技術の導入、育苗の分業化（育苗時炭酸ガス防除の導入） ・ 環境制御技術の高度化 ・ 高設栽培における給液管理の適正化 ・ イチゴ狩りによる収穫、パック詰め作業の省力化 ・ 消費者に好まれる優良品種の導入 ・ ウイルスフリー苗の導入 ・ I P M技術の導入						

【基幹経営体】					
営農類型	経営規模	生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様
バラ専作経営 従 ・家族 2.5人 ・雇用労働者 1.4人	〈経営規模〉 施設 35a	〈資本装備〉 ・硬質フィルムハウス 2500㎡		・管理会計の導入（会計管理ソフトの導入） ・家族経営協定の締結 ・法人化の検討、就業規則の整備 ・労務管理（雇用、人材育成等）の徹底（労務管理ソフトの導入）	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 ・雇用労働者の安定確保
	〈作付面積〉 バラ 35a	・ビニルハウス ・トラック ・冷蔵庫 ・作業場 ・温風暖房機 ・選花機 ・ヒートポンプ ・循環扇 ・環境モニタリング装置 ・養液循環設備	1000㎡ 1台 7㎡ 40㎡ 5台 1台 7台 18台 4台 2セット		
〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・単位面積当たりの収益向上 ・微粒ミストによる夏季高温対策技術及び冬季の加湿技術の導入 ・養液栽培（ロックウール、少量土耕） ・ヒートポンプの有効活用 ・栽培管理のモニタリング ・湿式輸送 ・炭酸ガス施用技術の導入					
鉢花専作経営 従事者数 ・家族 2.5人 ・雇用労働者 2.4人	〈経営規模〉 施設 30a	〈資本装備〉 ・ガラス温室 2000㎡ ・硬質フィルムハウス 1000㎡		・管理会計の導入（会計管理ソフトの導入） ・家族経営協定の締結 ・法人化の検討、就業規則の整備 ・労務管理（雇用、人材育成等）の徹底（労務管理ソフトの導入）	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 ・雇用労働者の安定確保
	〈作付面積〉 シクラメン 30a アジサイ 30a	・動力噴霧器 ・トラック ・軽トラック ・冷蔵庫 ・暖房機 ・ポットイングマシン ・底面給水装置 ・ショベルローダー ・ヒートポンプ	1台 1台 1台 1台 7台 1台 2000㎡ 1台 6台		
〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・小売業者等ターゲットを絞ったマーケティングリサーチ ・オリジナル商品（オンリーワン）の開発による販売額確保 ・SNSなどを利用した営業活動や取引 ・底面給水（エプアンドフローシステム）、ポットイングマシンによる省力化 ・ヒートポンプによる適正加温 ・栽培管理のモニタリング					
洋ラン専作経営 従事者数 ・家族 2.5人 ・雇用労働者 2.2人	〈経営規模〉 施設 50a	〈資本装備〉 ・ビニルハウス 5000㎡ ・温風暖房機 10台 ・作業場 80㎡		・管理会計の導入（会計管理ソフトの導入） ・家族経営協定の締結 ・法人化の検討、就業規則の整備 ・労務管理（雇用、人材育成等）の徹底（労務管理ソフトの導入）	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 ・雇用労働者の安定確保
	〈作付面積〉 シンビ 50a ジューム	・トラック ・軽トラック ・動力噴霧器	1台 1台 1台		
〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・夏期山上げ作業 ・外部遮光と空気膜カーテン利用技術の向上 ・用途・規格（贈答用・切り花出荷）や需要に対応した生産販売 ・市場出荷、直売及びネット販売といった多様な出荷先の確保 ・SNSなどを利用した営業活動や取引 ・日持ち性向上の取り組み					

【基幹経営体】						
営農類型	経営規模		生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様
ブドウ専作経営 従事者数 ・ 家族 2.5人 ・ 雇用労働者 6人	〈経営規模〉 ブドウ 100a		〈資本装備〉 ・ 果樹棚 100a ・ 運搬機 1台 ・ トラック 1台 ・ トラクター 1台 ・ スプリンクラー 1台 ・ スピードスプレイヤー 1台		・ 管理会計の導入（会計管理ソフトの導入） ・ 家族経営協定の締結 ・ 顧客管理、販売促進活動の取組 ・ 法人化の検討、就業規則の整備 ・ 労務管理（雇用、人材育成等）の徹底（労務管理ソフトの導入）	・ 家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 ・ 雇用労働者の安定確保
	〈作付面積〉 シャインマスカット 20a					
	無核巨峰 60a 有核巨峰 20a		1か所			
〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・ 不良系統の早期伐採、シャインマスカット等優良品種への更新 ・ 品揃えに配慮した品種の選定 ・ 平行整枝（短梢）の導入による省力化 ・ 生産物の全量直売 ・ 付加価値商品の開発・販売						
ナシ専作経営 従事者数 ・ 家族 2.5人 ・ 雇用労働者 1.2人	〈経営規模〉 畑 190a		〈資本装備〉 ・ ナシ棚 190a ・ 夜蛾誘殺灯 130a ・ 運搬機 1台 ・ トラクター 1台 ・ トラック 1台 ・ 軽トラック 1台 ・ 倉庫 100㎡ ・ 乗用モーター 1台 ・ スピードスプレイヤー 1台 ・ スプリンクラー一式 190a ・ 電動剪定バサミ 1台		・ 管理会計の導入（会計管理ソフトの導入） ・ 家族経営協定の締結 ・ 顧客管理、販売促進活動の取組 ・ 法人化の検討、就業規則の整備 ・ 労務管理（雇用、人材育成等）の徹底（労務管理ソフトの導入）	・ 家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 ・ 雇用労働者の安定確保
	〈作付面積〉 幸水 50a 豊水 50a 新高 40a その他 50a					
〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・ ほ場整備による園地の集積 ・ 作業受委託体制の整備 ・ 早生種から晩生種までを組み合わせた経営 ・ 地力作りによる樹勢の安定 ・ スピードスプレイヤー、スプリンクラー等の導入による徹底した省力化 ・ 非破壊センサー付き共同選果場への出荷 ・ 贈答用等、地元主体の販売強化						
肉用牛専業経営 従事者数 ・ 家族 2.0人 ・ 雇用労働者 0.1人	〈経営規模〉 肉用牛 40頭		〈資本装備〉 ・ 牛舎、子牛舎 1棟 ・ 倉庫 1棟 ・ 堆肥舎 1棟 ・ 自動給餌機 1機 ・ ホイルローダー 1台 ・ ダンプトラック 1台 ・ トラクター 1台 ・ フォークリフト 1台		・ 管理会計の導入（会計管理ソフトの導入） ・ 計数管理の実施 ・ 家族経営協定の締結 ・ コンプライアンスの徹底（家畜伝染病予防法、牛トレーサビリティ法、家畜排せつ物法等）	・ 家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 ・ ヘルパー利用
〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・ 個体管理による精密管理の優先 ・ 牛の能力に適合した精密な飼育、繁殖管理を行う ・ 衛生管理の徹底 ・ 良品質堆肥の生産						

(別表 2)

【ステップアップ経営体】					
営農類型	経営規模	生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様
水稻専作経営 従事者数 ・ 家族 2.5人 ・ 雇用労働者 1人	〈経営規模〉 水田 80ha	〈資本装備〉 ・ トラクター (90ps) 3台		・ 管理会計の導入 (会計管理ソフトの導入) ・ 労働力配分の適正化 ・ パソコンによるほ場、作業管理 ・ 常用雇用者に対する教育と責任分担の明確化 ・ 法人化、就業規則の整備 ・ 社会保険等の加入 ・ コンプライアンスの徹底	・ 家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 ・ 雇用労働者の安定確保
	〈作付面積〉 水稻移植 30ha 水稻直播 13ha 非主食用米 42ha	・ トラクター (70ps) 2台 ・ 田植機 8 条 2台 ・ V溝播種機AD10 2台 ・ 自脱型コンバイン 2台 ・ 乗用管理機 1台 ・ 2トントラック 1台 ・ 4トントラック 1台 ・ 軽トラック・アタッチメント 1台 ・ ブロードキャスター 1台 ・ ミキサー 1台 ・ フォークリフト 1台 ・ ロータリー 2台 ・ 畔塗り機 1台 ・ ハロー 2台 ・ プームモアー 1台 ・ バーチカルハロー 2台 ・ レベラー 1台 ・ 播種プラント 1台 ・ 倉庫 500㎡ ・ 育苗施設 1式			
〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・ 実需者ニーズに対応した生産 ・ 農地集積と作業効率化 ・ 非主食用米作により生産調整を実施 ・ 乾燥調製は農業協同組合の共同利用施設に委託 ・ 愛知県開発の不耕起V溝直播栽培技術の導入 ・ 早生品種導入による作業分散 ・ 移植・V溝直播の組合わせによる作業分散 ・ スマート農業の導入による作業精度の向上及び作業の効率化 ・ 非主食用米に対応した低コスト、多収用途に適した生産技術の確立					
トマト専作経営 従事者数 ・ 家族 2.5人 ・ 雇用労働者 10人	〈経営規模〉 施設 80a	〈資本装備〉 ・ 高軒高硬質フィルムハウス 4 棟 8000㎡		・ 管理会計の導入 (会計管理ソフトの導入) ・ 常用雇用者に対する教育と責任分担の明確化 ・ 法人化、就業規則の整備 ・ 社会保険等の加入 ・ コンプライアンスの徹底	・ 家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 ・ 雇用労働者の安定確保
	〈作付面積〉 促成長期 80a	・ 作業場 100㎡ ・ トラック 1台 ・ 軽トラック 1台 ・ 暖房機 8台 ・ 自走式防除機 4台 ・ 高所作業車 4台 ・ 養液栽培装置 8000㎡ ・ 細霧冷房装置 8000㎡ ・ 炭酸ガス施用機 4台 ・ 統合環境制御システム 4台			
〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・ 新品種や革新技術の導入による品種・収量の向上 ・ 消費者ニーズに合った品種の導入 ・ 高軒高ハウスとハイワイヤー誘引 ・ 養液栽培システムによる効率的給液管理と省力化 ・ ICT、環境制御技術の高度化 ・ 機械選果 ・ IPM技術、GAP手法の導入					

【ステップアップ経営体】						
営農類型	経営規模		生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様
イチゴ専作経営 従事者数 ・ 家族 2.5人 ・ 雇用労働者 3.5人	〈経営規模〉 施設	70a	〈資本装備〉 ・ ビニルハウス	7000㎡	・ 管理会計の導入 （会計管理ソフトの導入） ・ 常用雇用者に対する教育と責任分担の明確化 ・ 短時間労働者の労務管理 ・ 法人化、就業規則の整備 ・ 社会保険等の加入 ・ コンプライアンスの徹底	・ 家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 ・ 雇用労働者の安定確保
	〈作付面積〉 イチゴ狩り	35a	・ 育苗ハウス	1000㎡		
	イチゴ直売	35a	・ 作業場	80㎡		
			・ 高設栽培システム	7000㎡		
		・ 空中採苗システム	1000㎡			
		・ 暖房機	4台	・ 短時間労働者の労務管理		
		・ 予冷库	1台	・ 法人化、就業規則の整備		
		・ 動力噴霧器	1台	・ 社会保険等の加入		
		・ トラック	2台	・ コンプライアンスの徹底		
		・ 軽トラック	1台			
		・ 環境モニタリング装置	2台			
		・ 管理機	1台			
		・ 炭酸ガス発生機	3台			
		・ 炭酸ガス防除機	1式			
〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・ 安定育苗技術の導入、育苗の分業化（育苗時炭酸ガス防除の導入） ・ 出荷期コントロールによる販売額の確保 ・ 雇用を導入し、適期管理により収量を向上 ・ 環境制御技術の高度化 ・ 高設栽培における給液管理の適正化 ・ イチゴ狩りによる収穫、パック詰め作業の省力化 ・ 消費者に好まれる優良品種の導入 ・ ウイルスフリー苗の導入 ・ I P M技術の導入						

(別表3)

（別表5）

【個別経営体】						
営農類型	経営規模		生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様
キャベツ主体経営	〈経営規模〉 畑	130a	〈資本装備〉 ・トラクター（25ps） （中古）	1台	・規模拡大を目指した経営分析の実施 ・省力機械の取得 （中古含む）	・作業労力の分散 ・雇用の導入検討
従事者数 ・家族 1.0人	〈作付面積〉 キャベツ スイート コーン	130a 60a	・全自動移植機 ・ロータリー ・管理機 ・動力噴霧器 ・スプリンクラー ・収穫台車 ・軽トラック ・育苗ビニルハウス ・倉庫兼作業場	1台 1台 1台 1台 5セット 1台 1台 300㎡ 100㎡		
〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・基本的栽培技術習得、品質向上 ・適期作業の励行 ・連作障害対策の実施 ・市場出荷体制に即した生産と販売						
ナス専作経営 （夏秋ナス）	〈経営規模〉 畑	20a	〈資本装備〉 ・軽トラック ・作業場 ・管理機	1台 30㎡ 1台	・規模拡大を目指した経営分析の実施 ・省力機械の取得 （中古含む）	・作業労力の分散 ・雇用の導入検討
従事者数 ・家族 1.0人 ・雇用労働者 0.5人	〈作付面積〉 ナス	20a	・動力噴霧器 ・灌水装置 ・刈り払い機 ・防風ネット ・トラクター（20ps） （中古）	1台 1台 1台 1台 30a 1台		
〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・基本的栽培技術習得、品質向上 ・適期作業の励行 ・鳥獣害対策の実施 ・市場出荷体制に即した生産と販売						
ハクサイ・スイカ複合経営	〈経営規模〉 畑	80a	〈資本装備〉 ・育苗ビニルハウス ・動力噴霧器	150㎡ 1台	・規模拡大を目指した経営分析の実施 ・省力機械の取得 （中古含む）	・作業労力の分散 ・雇用の導入検討
従事者数 ・家族 1.0人 ・雇用労働者 0.5人	〈作付面積〉 ハクサイ スイカ	80a 80a	・トラクター（25ps） ・軽トラック ・管理機 ・収穫台車 ・スプリンクラー	1台 1台 1台 1台 1台		
〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・基本的栽培技術習得、品質向上 ・適期作業の励行 ・連作障害対策の実施 ・市場出荷体制に即した生産と販売 ・秋冬ハクサイ（11～12月どり） ・トンネルスイカ（6～7月どり） ・秋冬ハクサイは紙ポット（ナウエル）育苗、幼苗定植（手植え） ・スイカは自家育苗、接ぎ木栽培						

【個別経営体】						
営農類型	経営規模		生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様
ミニトマト専作経営 従事者数 ・ 家族 1.0人 ・ 雇用労働者（短時間） 0.2人	〈経営規模〉 畑 10a	〈資本装備〉 ・ ビニルハウス（中古） 1000㎡	・ 経営分析の実施			・ 作業労力の分散 ・ 雇用の導入検討
	〈作付面積〉 ミニトマト 10a	・ 作業場（中古） 50㎡ ・ 軽トラック（中古） 1台 ・ トラクター（中古） 1台 ・ 管理機（中古） 1台 ・ 温風暖房機（中古） 1台 ・ 動力噴霧器（中古） 1台 ・ 養液土耕装置（中古） 1台 ・ 灌水装置 1式				
〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・ 基本的栽培技術習得、品質向上 ・ 適期作業の励行 ・ 連作障害対策の実施 ・ 市場出荷および直売に即した生産と販売 ・ 促成長期作 ・ 購入苗（成苗）、選果機の利用 ・ 2本仕立て栽培による育苗費の削減 ・ 収穫ピークに雇用導入						
イチゴ専作経営 従事者数 ・ 家族 1.0人 ・ 雇用労働者 0.2人	〈経営規模〉 畑 15a	〈資本装備〉 ・ ビニルハウス（中古） 1500㎡	・ 規模拡大を目指した経営分析の実施			・ 作業労力の分散 ・ 雇用の導入検討
	〈作付面積〉 イチゴ 15a	・ 高設培地システム 1500㎡ ・ 育苗ハウス（賃貸） 250㎡ ・ 作業場（賃貸） 20㎡ ・ 空中採苗システム 250㎡ ・ 暖房機 1台 ・ 炭酸ガス施用機 1台 ・ 予冷库 1台 ・ 動力噴霧器 1台 ・ 軽トラック 1台	・ 省力機械の取得（中古含む）			
〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・ 基本的栽培技術習得、品質向上 ・ 適期作業の励行 ・ 直売に即した生産と販売						

別紙1（第5の1の（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、改正前の法第18条第2項第2号または農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項第2号ロに規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- （1）地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

- 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

……改正前の法第18条第3項第2号イに掲げる事項

- 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

……その土地を効率的に利用することができると認められること。

- （2）農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

- 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

……その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

……その土地を効率的に利用することができると認められること。

- （3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第6号、第8号又は第9号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

……その土地を効率的に利用することができると認められること。

別紙2（第5の1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
1 存続期間は、3年、6年、10年（開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年、6年、10年とすることが相当でないと認められる場合には、3年、6年、10年と異なる存続期間とすることができる。 2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。 3 農用地利用集積計画及び農用地利用集積等促進計画の案においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。	1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する賃借料情報を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。 2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。 4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。	1 借賃は、毎年農用地利用集積計画及び農用地利用集積等促進計画の案に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。 2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。 3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。	1 農用地利用集積計画及び農用地利用集積等促進計画の案においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。 2 農用地利用集積計画及び農用地利用集積等促進計画の案においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき名古屋市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
I の①に同じ。	1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、I の②の3と同じ。	I の③に同じ。	I の④に同じ。

Ⅲ 農業経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
I の①に同じ。	1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2 1 の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。	I の③に同じ。この場合において I の③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	I の④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引その他特殊な事情のもとで行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。